

●香川県告示第112号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定により、次のとおり加入区の区域を変更する。

平成30年4月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 前後別	加入区の名称	加入区の区域
前	豊浜加入区 花稻加入区 室本加入区	三豊郡豊浜町一円の区域 三豊郡大野原町のうち大字花稻の区域 観音寺市のうち室本町の区域
後	西かがわ加入区	観音寺市のうち豊浜町、大野原町花稻及び室本町の区域